

平成29年9月29日

各 位

会 社 名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 安 藤 潔
コ ー ド ・ 上 場 4 7 6 4 ・ J A S D A Q
問 合 せ 先 取 締 役 山 口 慶 一
電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 9 - 5 3 0 0 (代 表)

当社元役員らに対する訴訟の提起および債権の取立遅延に関するお知らせ

当社は、本日、当社元役員ら（以下で定義する。）に対して、損害賠償請求訴訟（以下、「本訴訟Ⅰ」という。）を大阪地方裁判所に、貸金返還等請求訴訟（以下、「本訴訟Ⅱ」という。）を東京地方裁判所にそれぞれ提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本訴訟Ⅰおよび本訴訟Ⅱの提起については、平成29年9月27日開催の当社監査役会および平成29年9月29日付の当社取締役会における決議を経て提起されております。

また、本訴訟Ⅱの提起に伴い、当社が星川征仁氏（以下、「星川氏」という。）に貸し付けていた債権は法的措置を経た回収見込みとなるため、債権の取立が遅延する見込みであることもお知らせいたします。

記

本訴訟Ⅰの概要

1. 訴訟を提起した裁判所および年月日
大阪地方裁判所 平成29年9月29日
2. 訴訟を提起した者（原告）
 - (1). 名 称 SAMURAI&J PARTNERS 株式会社
 - (2). 本店所在地 大阪府大阪市北区西天満四丁目11番22号
 - (3). 訴訟における
代 表 者 会社法第423条第1項に基づく請求につき
当社常勤監査役 三上 嗣夫

3. 訴訟を提起した相手方（被告）

本訴訟の相手方（以下、総称して「当社元役員ら」という。）は以下のとおりです。

当社元代表取締役	碓利之
当社元代表取締役	星川 征仁
当社元取締役	松田 元
当社元取締役監査等委員	福山 義人
当社元取締役監査等委員	井上 敏志
当社元取締役監査等委員	金子 俊夫

4. 訴訟内容と請求金額

損害賠償請求訴訟

- (1). 訴訟の内容 損害賠償請求事件
- (2). 請求金額 総額 5215 万 3200 円
およびこれに対する遅延損害金

5. 訴訟の原因および訴えに至った経緯の概要

当社元役員らは、当社元代表取締役である寺井和彦氏（以下、「寺井氏」という。）による会社経費の利用について不適切な処理（以下、「経費利用問題」という。）があったとして、監査等委員会による内部調査のほか、外部の専門家で構成される第三者委員会の設置および同委員会による調査を行い、平成 28 年 10 月 14 日付で、3 期分の過年度の有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書を財務局に提出するとともに、3 期分の決算短信および四半期決算短信を訂正し、公表しました。これに伴い、当社は、監査法人や第三者委員会の報酬等として、合計 4741 万 2000 円の費用を支出しました。

しかしながら、経費利用問題は、寺井氏の経費処理について、当社内の経費精算における申請要件を満たさないものがあり、その中には申請内容に不合理性や虚偽性が疑われるものがあったというものであるところ、その金額は、当社の事業規模に照らし業績に大きな影響を与えるものとはいえ、その多くは、当社内の経費精算における申請要件を満たさないというにとどまり、経費性それ自体が否定されるものではありませんでした。

そして、当社元役員らは、経費利用問題が当社の内部統制上の問題にとどまり、経費性が認められない額が多額でないことからすれば、過年度まで調査をし、過年度決算の訂正を行うことは必ずしも要求されず、また、過年度決算の訂正を行うには多額の費用を要することを認識し、又は認識し得たにもかかわらず、第三者委員会の設置および同委員会による調査を行い、過年度決算の訂正を行いました。その結果、当社元役員らは、当社をして、上記のとおり 4741 万 2000 円の多額の費用を支出させました。

これらは、当社元役員らが、取締役としての善管注意義務に違反したものであります。

このため、当社は当社元役員らに対し、被った損害の賠償を求めるため、今回の訴訟提起に至ったものであります。

なお、請求金額には、弁護士費用 474 万 1200 円の請求が含まれております。

6. 今後の見通し

当社は正当な理由により請求を行っておりますので、裁判において当社の主張が受け入れられるものと確信しております。

なお、本訴訟 I につきまして、今後の進展に応じて必要な情報を開示する予定です。

本訴訟 II の概要

1. 訴訟を提起した裁判所および年月日

東京地方裁判所 平成 29 年 9 月 29 日

2. 訴訟を提起した者（原告）

- (1). 名 称 SAMURAI&J PARTNERS 株式会社
- (2). 本店所在地 大阪府大阪市北区西天満四丁目 11 番 22 号
- (3). 訴訟における 会社法第 423 条第 1 項に基づく請求につき
代 表 者 当社常勤監査役 三上 嗣夫

3. 訴訟を提起した相手方（被告）

本訴訟の相手方は以下のとおりです。

当 社 元 代 表 取 締 役 星川 征仁

4. 訴訟内容と請求金額

損害賠償請求訴訟

- (1). 訴訟の内容 貸金返還等請求事件
- (2). 請求金額 総額 226 万 8665 円
および残元金に対する遅延損害金

5. 訴訟の原因および訴えに至った経緯の概要

当社元代表取締役であった星川氏は、当社取締役に就任する前の平成 27 年 2 月 27 日、当社から金 500 万円を借り入れました（以下、「本借入契約」という。）。毎月の約定弁済は、役員報酬支払い時に元本 5 万円および利息を控除する方法により返済を行っていましたが、星川氏は平成 29 年 3 月 9 日付開示文書「取締役の辞任に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、平成 29 年 3 月 3 日付で当社取締役を辞任しております。

本借入契約において、当社との委託および委任契約が解除された場合に、直ちに返済を行なう旨が約されておりますが、上記のとおり平成 29 年 3 月 3 日付の当社取締役辞任に伴い、星川氏との取締役委任契約は解除されており、星川氏は、本借入契約にかかる期限の利益を喪失しております。

当社は、星川氏に対し、貸付金の一括弁済を求めるため平成 29 年 4 月 28 日付で催告書を送付しましたが、受取がなされず、そのため、平成 29 年 5 月 10 日付で、再度催告書を送付したところ、星川氏から平成 29 年 6 月 10 日付で「支払いに関するお願い」という書面が届きました。しかし、その内容は、長期の分割弁済を求めるものであり、当社として受け入れられるものではなかったため、引き続き交渉を行ってまいりました。そうした中、平成 29 年 7 月 11 日付で星川氏より 8 月、9 月の 2 分割にて返済を行なう旨の書面が届き、当社代理人弁護士より上記の返済条件を公正証書にすること、分割払いの猶予を認めるに足る資料を提出することを求めましたが、星川氏からの回答はなく、平成 29 年 7 月 31 日付で 150 万円を支払ったのみで、当社代理人弁護士からの求めにも応じない状況であります。

そうした中、当社は平成 29 年 8 月 24 日付開示文書「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、星川氏より訴訟の提起をされております。

このような状況下において、今後の星川氏との交渉に進展が見込めないものと判断し、今回の訴訟提起に至ったものであります。

6. 相手先に対する概要および債権の種類並びに金額

- (1). 氏 名 星川 征仁
- (2). 住 所 東京都港区
- (3). 上 場 会 社 と 星川氏は、平成 29 年 2 月 15 日まで当社の
相 手 方 代表取締役社長でありました。
個 人 の 関 係 なお、同氏は同年 3 月 3 日付けにて取締役
を辞任しております。
- (4). 債 権 の 種 類 貸付金債権
- (5). 債 権 の 金 額 226 万 8665 円
- (6). 連 結 純 資 産 に 0.27%
対 する 割 合

7. 今後の見通し

当社は正当な理由により請求を行っておりますので、裁判において当社の主張が受け入れられるものと確信しております。

なお、本訴訟Ⅱの当社業績に与える影響は、平成 30 年 1 月期の第 3 四半期決算において貸倒引当金 226 万 8665 円を計上する見込みであり、今後の進展に応じて必要な情報を開示する予定です。

以 上